

# 工場立地動向調査の見直しについて

# 工場立地動向調査の見直しについて

## 調査の趣旨

工場立地の動向を全国にわたって、統一された基準で迅速に調査することにより、工場立地の実態を把握し、工場立地の適正化及び土地利用の合理化に寄与することを目的として、工場立地法(昭和34年法律第24号)第2条の規定に基づき、昭和42年から実施している。

## 調査の内容

**対象業種:** 製造業、電気(水力発電所、地熱発電所を除く。)・ガス・熱供給業  
**対象企業:** 工場又は研究所を建設する目的で、1,000㎡以上の用地を取得した者

調査期間: 毎年1月～6月(上期)、7月～12月(下期) ※昭和55年より、半期の調査公表を行っている  
主要な工場又は事業場について、立地地点、敷地面積、建築面積、設備投資額、労働力、輸送条件、用水事情、立地地点選定理由等の事項について調査するものである。

## 見直しの内容

現在、太陽光発電所を対象業種としているところであるが、平成27年度調査より同発電所を対象外とする。(現在、総務省と協議中)

### 【対象外とする理由】

本調査の対象事業者は、工場立地法の届出対象業種を主としているが、平成24年6月1日の政令改正において、太陽光発電所が同法の届出を要しない工場又は事業場に追加されることとなったため、調査対象外とすることとする。

### 【変更後】

**対象業種:** 製造業、電気(水力発電所、地熱発電所、**太陽光発電所**を除く。)・ガス・熱供給業

## 工場立地法 第2条 (工場立地に関する調査)

経済産業大臣(工場立地に伴う公害防止に関する調査にあつては、経済産業大臣及び環境大臣。次条第1項及び第15条の3において同じ。)は、あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとする。

## ご参考

平成24年7月の再生可能エネルギー固定価格買取制度開始以降、太陽光発電所建設のための用地取得が数多く進んでおり、工場立地件数、面積ともに大幅に増加している。

なお、電気業を除いた工場立地件数は近年概ね横ばいで推移している。

### 工場立地件数の推移

